

熊本大学学術リポジトリ

Kumamoto University Repository System

Title	PTAの歩みと現状
Author(s)	仲田, 陽一
Citation	放送（ラジオ）による熊本大学公開講座, 1981: 129-139
Issue date	1981
Type	Book
URL	http://hdl.handle.net/2298/23043
Right	

P T A の 歩 み と 現 状

講 師 仲 田 陽

I P T A の 沿 革 と 目 的

1 日本におけるP T Aの沿革

日本にP T Aが導入されたのは、知られる通り、戦後教育改革の時期であった。もちろん戦前にも、両親団体は存在し、「保護者会」「父兄会」「学校後援会」などの名称で呼ばれ、それなりの組織をもっていた。

これらの組織は、両親の側だけのものであり、学校の活動を、とくに財政的に援助する団体であった。

さらに、戦前には、教育は、臣民の国家への義務とされたから、教師や学校に対し、対等な関係で発言する、といった性格も持ち合わせていなかった。

1946年来日した第一次米国教育使節団は、日本の教育改革の方向を示す「報告書」を、アメリカ占領軍司令部に提出したが、その中で、「両親と教員との協力によって、教育を民主化し、子どもの発達と幸福の増進もそのことを通して同時に期待しうる」という趣旨のことを述べ、P T A創設を示唆した。

同年5月、これをうけて、占領軍司令部教育局長は、“両親と教師の会”(Parents and Teachers Association) = P T Aの発足を希望する論説を発表した。

さらに同年10月に、正式に、文部省社会教育課長に「P T Aを積極的に推進すべき要請」を同局長名で行った。

こうして1947年に、半数近くの学校で次々とP T Aが創設され、続く1948年には、全国津々浦々各学校の90%以上がP T Aを設けた。そして1947年10月に「日本P T A全国協議会」が結成されたのである。

こうしてできたPTAは、法律にもとづく組織ではない。また必ずしもアメリカのPTA運動の形態と同じではない。現在では自由加入制のところも少くないが、基本的には、全員加盟の、一校ごとを単位とする父母・教師の協力団体である。

PTAは、ふつう「社会教育法」にいう「社会教育関係団体」とみなされている。これは、PTAが、研修などの自己教育活動やリレーションにとりくむ団体であるからである。さらに、地域の子ども会運営にタッチしたり子どもと親を対象とする行事などを行う、地域教育団体でもあることは言うまでもない。

他の諸性格については、後でふれることとし、PTAが、そのような複合的な性格をもちつつ、どんなことを目指したか、を発足頭初の文部省の文書の中にひろってみよう。

文部省は、PTAを「教育を本質とする民主団体」（1954年、「小学校PTA参考規約」第五条）と位置づけていた。

さらに1947年（昭和22年）3月に出された「父母と先生の会 — 教育民主化の手引」（文部省から各都道府県知事に対し、PTAづくりのための資料として送付されたもの）によれば、次のようにその目的がかかれてある。

「子供達が正しく健やかに育って行くには、家庭と学校とが、その教育の責任をわけあい、力を合わせて子供達の幸福のために努力していくことが大切である。

……（中略）……子どもたちの幸福のためにどうすれば一番よいかを真剣に考えてその実現に努力して行く、必要とあれば子供達の保護のための法律や規則を、国や公共団体につくってもらうように請願する。

必要な施設を増設してもらおう、娯楽や厚生の仕事を進めてもらおうとかいうように、強力に活動する責任があるのである。

これは明日の日本、民主主義日本をつくりあげていくために、是非私達がしなければならぬ仕事の一つではあるまいか。」

ここには、戦後教育改革における親の位置づけの仕方が典型的にあらわれ

ている。

(1)親は、教師とともに子どもを育み、子どもの学習権の守り手として、教師とも対等な関係で協力し、発言する存在である。

(2)親は、国民の一部であり、主権者として、政府をして教育施設等教育の諸条件の整備を要求し実現する主体である。

(3)親が、上記のような意識と行動を通して、民主社会の主人に成長することが、ひいては、日本の子どもの「学習権」の実現につながる。

以上のような意味で、それは子どもを「人質」にとられ、与えられた教育の、単なる受け手であることをのり超える親像が想定されていた。

しかし現実はそのうまきは進まなかった。まずはじめに、P T Aを待ち受けていたのは、校舎などの戦災復興であり、貧困な財政による新制中学校建設の困難であった。

また、日本社会に残っていた半封建的地域支配などは、P T Aのボス支配、学校の下請け組織化を招く要因となった。

こんな中で、ある農村では、青年団運営の民主化をきっかけに、そのメンバーがP T A活動にも積極的にのり出し、戦争反省や子どもたちの平和教育の問題、新しい農村づくりに根ざした教育のあり方などに清新な気持ちでとりくんだ。こうした積極性は、多くのところでみられ、教育諸関係を民主化するものであった。

しかし、こうした動向とは逆に、民主的討論に習熟しない親と、啓蒙的態度からぬけ切れない教師たちの会の中では、直接にさしせまった学校施設・設備の改善の問題がとりくみの中心となりがちであり、P T Aは、寄付の窓口であったり、「後援会」的性格をぬけ出せないところも多々あった。

1954年（昭和29年）に文部省は、小学校P T A組織の実例として役立つべき参考規約及び細則を示した。

この中で、先にふれたように、政治・宗教・営利をめざさない「教育を本質とする民主団体」（第五条）と、P T Aを意義づけ、第四条で、以下のような5つの目的を例として挙げている。

- (1)よい父母，よい教師になるようつとめる。
- (2)家庭と学校との緊密な連絡によって，児童・青少年の生活を補導する。
- (3)児童・青少年の生活環境をよくする。
- (4)公教育費の充実に努める。
- (5)国際理解に努める。

先の「父母と先生の会 — 教育民主化の手引」と比べてみると，いくつかの点で後退がみられる。

まず第一に，親の協力と発言権がせばめられ，家庭教育の担い手と教師が相互に交流し学び合いつつ学校教育をよくしていく，というよりは，校外生活などの「補導」に親が力を貸す，という限定的な「協力」になっていること，である。

さらに，事実上の税外負担をおしつけている貧困な文教財政に眼をむけず父母の「自発的」寄付と奉仕活動によって，教育諸条件の整備をはかろうとしている点である。

こうした動向の中から，1960年代を境に，むしろPTAが教育要求団体として，税外負担反対や，義務教育無償実現，公立高校増設などの要求運動を展開した。1967（昭和42年）の，東京都における，PTAによる公費負担全廃措置の実施などは，その成果であった。

このように，戦後の保守政治の文教行政とも絡み合いつつ，PTAは複雑な性格と多様な現状をもって今日に至っている。

以上のことからするならば，PTAは，

- (1)父母と教師が，対等な人間として，子どもをまん中に話し合い，父母の学校教育への協力と，両者のより深い子ども把握のための組織である。
- (2)父母と教師の自己教育と，子どもの地域教育の組織である。
- (3)父母が学び，成長し，話し合いと学習と活動の中で，自らを民主主義の主体に自己形成する「民主主義の学校」である。といえよう。

2 外国の例に学ぶ

外国，とくに欧米の国々とくらべて，父母団体の性格として著しくちがっているのは，父母の学校教育参加（権）の現実化と法制化の面であろう。この点にしぼって，二・三の例を示しておこう。

まずアメリカのばあい。

アメリカでは，よく言われるように1897年，ワシントンにはじまった母親たちの学校改革運動がP T Aを生み出したのである。

この母親たちの運動は，1924年に全国両親教師協議会（National Congress of Parents and Teachers）の結成に及び，それに加盟する各学校に単位P T Aがつくられた。

このような経過から，アメリカのP T Aは教育団体であると同時に教育（行政）参加をめざすヴォランティア活動の団体としての性格を強くもっている。

法制上は，学校教育参加権はみとめられていないが，最近のコミュニティ・コントロール・ムーヴメント（教育住民統制運動）の中では，歴史の授業などへのヴォランタリーな参加が，慣習法上認められるに至っている。

また，民族・人種問題，宗教教育にかかわる問題などを中心に，親が，公立学校教育の特定のなかみに対して，拒否もしくは不服申し立てを行う裁判が，いくつも報告されてきている。このことも，こうした異議申し立て権の主張が，法制上，単純に「門前払い」される状況ではないことを示している。

西ドイツのばあいは，学校教育への両親参加権が，ラント（州）の法律によって公認されるに至っている。

第一次大戦後の，いわゆるワイマール共和国憲法が，その146条において，「教育権者（親のこと）の申請に応じて，その信仰または世界観の小学校を設置しなければならない。教育権者の意思はできる限りこれを尊重しなければならない」と定めたのは，世界的にも注目されてきた。

こうした流れをふまえ，第二次大戦後，教員組合の設立と，父兄評議員会などの創設が相次いだ。

こうした中で一つの典型としてヘッセン州を例にとると，1946年制定のヘッセン州憲法五六条六条は，「教育権者は……教授制度の形態を共同で決定

する権利を有する」とまでのべている。その後、その具体化と教育改善の努力がつつげられ、1958年の、ヘッセン学校行政法では、州父母会議は、学校制度、試験制度、教材教具などの一般原則の制定に対し、「同意権」をもつ、とされ、学校父母会議（Shulelternbeirat）は、校則、教育計画などに「同意権」をもち、基本的事項を諮問されることになっている。

また連邦共和国レヴェルでも、法によってみとめられた教育会議をもっている。

いずれの国でも、さまざまな要因による教育危機の中で、家庭と学校の協力と「参加」の形態とその有効性が問われている。

日本のPTAの土壌をふまえて、こうした両親の学校教育参加制度が参考とされる必要があろう。

Ⅱ P T A の 現 状 と 課 題

1 P T A の 現 状

PTAの役員になり手が少ないことを指して、PTAは混迷期だ、という人もいる。（宮坂広作『PTAの再建』）

たしかにPTAの理念が空洞化したPTAも少ない、とはいえなし、PTAに対する無関心やさまざまな批判も多く耳にする。また、PTA役員をやりつつも、なかなかみんなの理解がえられず困っている話も聞く。

いろんなものの中から、いくつかをひろってみるとこうなる。

<父母の中で>

「PTAは必要なのか。」「やりたい人だけがやっていたらいいのではないか。」「学級PTAの話題にこまっている。」「役員のなり手がいない。」「出にくい時間にばかり開かれている。」「古い人たちがひきまわしている。」等々

<学校・教師に対して>

「熱心でない。」「同じことばかりおっしゃる。」「学習会など、やろうとするとすぐいろいろ横やりを入れてくる。」「教科書問題などというと尻ごみされる。」「どの先生が学校PTAの係になれるかで、うんとうちがう。」

「都合のいい人に役員をもっていくよう不明朗な根回しがある。」等々。

<教師の側から>

「熱心な人が少ない。」「要望が多様でむずかしい。」「印刷などこちらに雑務がまわってきてこまる。」「個人の成績や進学のこととなると熱心だが、その他はのってこない。」「校長などと頭ごしに一部の人で勝手に決めてしまってきてこまる。」「お互いに親同志本音が出やすいようにしてほしい。」等々。こうした声は、P T Aへの期待である場合が多い。その「期待」の実現をさまたげているさまざまな障害を指摘している、ということができる。こうした課題のすべてに具体的に答えるわけにはいかないが、共通の解決の原則を考えていこう。

2 P T A運営の民主化

まず第一に、P T A運営の民主化である。手続きは「民主的」だが、どうも充実した活動にならない場合をよく聞く。

P T Aは、思想や信条のさまざまな人の集まりである。職歴や人生経験、会議の習熟度などもさまざまである。そのことを当然のこととしてみんなが尊重されなければならない。

その意味で(1)出やすい時刻を考え、出やすい雰囲気をつくることである。

役員が多くが主婦専業や商業などのばあい、勤労婦人の都合を考えない傾向は、今もなくなっていない。一方では、親の注文が聞きたい、といって地区別に午後8時からやっているところもある。

また、“エプロン姿でも、とにかく気がるに出てきて話せる”をスローガンに努力をしているP T Aもある。

婦人が働くこと自身、不当なことではないし、やむを得ない場合もあり、人間として当然の要求でもあることを考えれば、同じ会費を払い、同じ発言権も責務ももつ者として大切にされるべきである。

(2)「自由討議」を大切にする。

どんなに小さなことがらでも、どんな初歩的な意見でも言いやすくなけれ

ばならない。そうでなければ、多くの人は、せっかく意見があり、討論が発展する可能性があっても、よほど「りっぱな」まとまった意見しか言えない、と感じたら、いわなくなり、せっかくの会がもり上らない。みんなの損失である。

P T Aの運営を民主化したところでは、いずれも、共通に関心もてる問題をみんなでゆっくり話し合うことから始めている。たしかにはじめは非能率的にみえる。さらに話し合いに慣れない主婦が多い中では、みんなに話してもらおうと、とぎれたり、まとまりを欠いたりする。しかし、「自由討議」を保障する学級P T Aは、次の年には、表向き能率的なそれより、本当にみんなが言いたいことの出し合える、従ってお互いの理解も深いものになる。

とはいっても、みんながいいにくいことを本音で話せるとか、信頼の上に批判しあえるほどのほんとうの「自由討議」は、具体的な行動の中で連帯感と、P T Aへの信頼がみんなに広がらなければ難しいことを知っておくべきである。

(3)親としての要求の共通性を基礎において考える。

親たちの発言を通して出てくる要求は、さまざまな形をとっている。しかし、その底には共通のものがある。それがP T Aの意見となりきっていない場合が多い。それは、やはり一部の人の（たとえ善意であろうとも）意見や要求によって決っているからである。

次のような「要求」では一致しえないだろうか。

1. それぞれの子どもが、それぞれの親のかけがえのない子どもなのだから、一人一人えこひいきなどなく等しく尊重してほしい。
2. 教育のことについてよく知り、能力をせいっぱい伸ばしてほしい。
3. 教育の条件や環境を、そのためによくしてほしい。

教師が、家庭訪問で、じっくりと心をひらいてそれぞれの親に話を聞いてみると、上のような三つの要求をもっていない親は、ほとんどいない。親はそうした要求をもった人間なのである。さまざまな要因で、それがゆがんだ形に出たり、言い出しにくかったりするるのである。例えば、他の子どもによ

く乱暴を働く子どもがいる。その子の親はみんなに気がひけて、こうした願いは発言しにくいようだ。

成績の悪い子の親、貧しい家庭の親、P T Aに欠席しがちになる親などは一般に「要求」が出しにくいことが多い。それらは、まさに要求が出しにくいだけで、要求をもたないのではない。「親がかわれば、子どもが変わる」ということばもある。要求をもったかけがえのない人間＝親のそれぞれのすばらしさがわかるP T Aの中で、それぞれの親が成長するなら、子どもが変わっていくであろう。

3 P T A活動の創造

これまで、第一に、P T A運営の民主化についてのいくつかの原則にふれてきた。次に第二に、現代にみあったP T Aのなかみづくりについてふれておこう。

まず第一に(1)親たちの集団的自立を促すことである。「わが子」が、その進学が生きがいになってしまった母親がふえている。そのことは子どもの社会的自立を妨げる。

P T Aを、個々の親と教師・学校の関係のまゝにおくことは、むしろこうした親の「乳離れ」を何ら促進しない。話し合い→要求の社会化→活動というサイクルの中で、親集団として成長し、集団的に「親」が自立することが可能である。このことは、専門家としての教師の援助・参加を否定するものではないが、親集団の、P T Aにおける相対的独自性は認められなければならない。親は、教師とはちがった要求のもち方をするのであり、その親の「まとまり」は、親集団が自力で作らねばならないし、作りうる。また教師の権威に依存した父母集団には自由な討論も行いにくい。

(2)子どもを中心に、親と教師とでなければできない具体的活動にとりくむ。

小学校高学年や中学・高校の担任教師で、P T Aに前向きにとりくんでいる教師たちから、「家庭では手伝いもさせない。成績と進学のことにはばかり関心が強い親が多すぎる。」「これでは人間教育はうまく行くわけないし、P

TAをやっているのか、学校へ来てもらって『家庭訪問』をやっているのや
らわからない。」という声を聞く。

子どもたちの、生きて働く学力や人格形成のゆがみをなんとかしようとする
ばあい、多くの教師はいま、親の協力を求めている。学校の学歴主義化が
親をゆがめる。親のゆがんだ要求が、学校の学歴主義を増幅する。

この悪循環をたち切るPTA活動とは何か、ということになる。そこには
むしろ教師の専門家としての協力が必要となる。子どもの発達に不可欠で、
しかもそのとりくみを通して、親がとすれば忘れさせられかけている教育的
価値を再発見する、（できれば具体的な成果のえられる）そんな活動が、
教師のリーダーシップと父母の納得と協力の上に行われなければならない。

例えば、親子労働や地域しらべにとりくんだPTAでは学校に、親たちの
こんな感想が寄せられた。

A「休みに入って子どもと一諸に何回も田へ出かけて行くことができました。
はじめの頃は子ども自身無関心でしたが……それからは、田のことを熱心
に見てきては、『あそこの稲すこしおかしい。』とか、『あれっ稗がある。』
というようになり、『どうしてわかるの。』ときくと、『葉の色が白いし光
っている。』と答えるのです。稗もよくわかり、今では、こんなに進んでう
れしく思います。』

B「夏休みにとり組んだ昔の農業の壁新聞は、苦労も多かったけれど親もよ
い勉強になりました。区長さんに全員で話を聞いたり、昔の農具をみせて
もらいにいたり、親が知らなかったことばかりでした。何よりも熱心に
話し合いができました。今のうちに子どもに伝えておかならんことがこ
んなに多くあるとは思っていませんでした。』

このことが、親をほんとうの教育要求にきづかせ、地域と家庭の教育力の
回復に一步をふみ出させるものであることは言うまでもなからう。親の「教
育熱心」をほんものに変える相互の努力でなくしては、親と子の自立はいま
望めないのではないか。

手間を惜んで悪循環をなげきつづけるのか、一步ふみこんで親と子の育

ち合う関係づくりのきっかけをつくるのか、それが問われているようにも思える。

いま、P T A運営の民主化と一步ふみこんだなかみづくりは、車の両輪のような関係ではないのか、と思われる。

参考文献

- 宮原誠一：P T A入門 国土社
- 関根庄一：P T A 新日本出版
- 宮坂広作：P T Aの再建 明治図書

(講師紹介)

仲田 陽一

昭和53年3月 東京大学大学院教育学研究科博士課程修了

現在 熊本大学講師 (教育学部)

専攻 教育行政学